

# 共同住宅における廃棄物保管場所の設置及び管理に関する指導要綱（概要版）

名古屋市環境局

名古屋市内で共同住宅を建築する場合、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成4年名古屋市条例第46号）」及び「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（昭和47年名古屋市規則第42号）」に基づき、廃棄物の保管場所の設置が必要になります。また、建築後は保管場所の管理を所有者の方等にさせていただく必要があります。

## 廃棄物保管場所の設置が必要な共同住宅

廃棄物保管場所の設置が義務づけられる共同住宅は「2階建て以上かつ10戸以上」の物件です。該当する共同住宅を建築する場合は、建築基準法に基づく建築申請又は計画通知の前に、家庭廃棄物保管場所設置届出書（別添参照）を建築予定区の環境事業所に提出する必要があります。

なお、同届出書を提出する前には、廃棄物保管場所の位置、規模、構造等について同環境事業所と協議する必要があります。

## 廃棄物保管場所の設置

### ●廃棄物保管場所の位置

廃棄物保管場所の位置は、公道に面した所で安全に収集作業が行える場所で近隣住民の苦情が発生しないよう配慮した場所にしてください。（保管場所の位置を近隣住民に説明し説明経過をまとめた書類を環境事業所に提出していただきます。）詳しくは環境事業所にお尋ねください。

### ●廃棄物保管場所の規模

ごみ、資源の種類ごとに建築戸数（世帯数）に応じて次表の必要面積を確保してください。

ごみ・資源の種類		1世帯に必要な保管場所の面積	備 考
ごみ	可燃ごみ	0.06 平方メートル	
	不燃ごみ	0.04 平方メートル	
	粗大ごみ		排出スペースの確保に努めること。
資	空きびん	0.02 かご	1かごに満たない場合は、1かごとする。
	空き缶（袋出し）	0.01 平方メートル	中川、港区以外の区が該当します。
	空き缶（かご出し）	0.03 かご	1かごに満たない場合は、1かごとする。 中川、港区のみ該当します。
源	ペットボトル	0.02 平方メートル	
	プラスチック製 容器包装	0.05 平方メートル	
	紙製容器包装	0.03 平方メートル	

※ 共同住宅の世帯数に応じて算式（世帯数×1世帯に必要な保管場所の面積）に当てはめ、保管場所の面積を計算してください。

※ かごの大きさは560mm×810mm

### ●廃棄物保管場所の構造

廃棄物保管場所は、コンクリート、ブロック等の腐食しない材質で造成してください。また、床面を舗装し、水洗い用の給排水設備を設置してください。床面は勾配を配慮して洗浄が容易で汚水が下水道等に流入する構造としてください。

## 廃棄物保管場所の管理

共同住宅の所有者、管理者は、保管場所の管理責任者を選任し、家庭廃棄物保管場所等管理責任者選任（変更）届出書（別添参照）を環境事業所長に提出してください。管理責任者は、当該共同住宅に居住するか、近隣にいる方で、ごみの苦情に対しすぐに対応できる方にしてください。また、共同住宅の所有者、管理者、管理責任者は、ごみに関し苦情のあるときは、環境事業所長と協議のうえ、解決に努めていただきます。

## 管理責任者の職務

管理責任者は入居者に対して、ごみの出し方等の指導を行ってください。具体的な職務内容は次のとおりです。

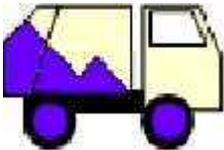
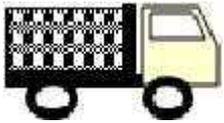
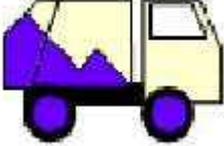
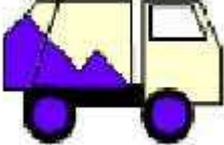
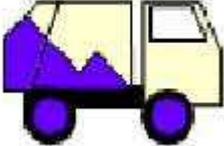
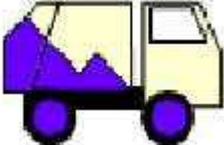
- ア 入居に際し、ごみの出し場所、出し方、収集曜日、時間等を周知すること。
- イ 入居者に対し、ごみ出しのマナーを周知するとともに、違反者に対し直接指導を行うこと。
- ウ 入居者に対し、ごみの発生抑制に努めるよう指導するとともに、ごみ及び資源の分別を徹底するよう指導すること。
- エ 指導にかかわらず、違反状態が甚だしく改善が見られないときは、管理者、自治会等の立ち会いのもとでごみ袋を開封調査し、違反者に対し直接指導すること。
- オ 保管場所周辺の駐車禁止等の防止策を講ずるとともに、構造物又は物品を収集経路上に放置されないようにするなど、収集作業に支障が生じないように保管場所等を管理すること。
- カ 不法投棄されないように防止策を講ずること。
- キ 通行の支障とならないように、ごみ及び資源の飛散防止策を講ずること。
- ク 共同住宅内組織、自治会、町内会と協力し、収集作業後の清掃を必ず実施するとともに、常に保管場所等の清潔を保持すること。
- ケ 環境事業所長が、住民に対してごみ袋等の開封調査など指導を行う際、立ち会うこと。

## 詳細は環境事業所におたずねください

「共同住宅における廃棄物保管場所等の設置及び管理に関する指導要綱」について詳細をお知りになりたい場合は、共同住宅を建築する予定区内を管轄する環境事業所にお尋ねください。

お問い合わせは各区の環境事業所へお願いします			
(おかけ間違いのないようにお願いします。市外局番 052)			
千種環境事業所	千種区香流橋一丁目1番77号 電話 771-0424 fax 771-5113	熱田環境事業所	熱田区伝馬二丁目30番6号 電話 671-2200 fax 671-2290
東環境事業所	東区出来町三丁目16番16号 電話 723-5311 fax 723-5320	中川環境事業所	中川区上高畑一丁目150番地 電話 361-7638 fax 354-4389
北環境事業所	北区辻本通1丁目39番地 電話 981-0421 fax 981-5399	港環境事業所	港区十一屋一丁目70番地の3 電話 382-3575 fax 384-0562
西環境事業所	西区南堀越二丁目4番70号 電話 522-4126 fax 522-8376	南環境事業所	南区元塩町6丁目8番地の6 電話 614-6220 fax 614-6223
中村環境事業所	中村区佐古前町10番9号 電話 481-5391 fax 471-5043	守山環境事業所	守山区弁天が丘606番地 電話 798-3771 fax 798-3772
中環境事業所	中区新栄三丁目20番8号 電話 251-1735 fax 251-1736	緑環境事業所	緑区鳴海町字天白90番地 電話 891-0976 fax 891-0276
昭和環境事業所	昭和区福江二丁目10番12号 電話 871-0504 fax 871-0505	名東環境事業所	名東区藤里町101番地 電話 773-3214 fax 773-3215
瑞穂環境事業所	瑞穂区二野町6番29号 電話 882-5300 fax 882-5305	天白環境事業所	天白区元八事五丁目231番地 電話 833-4031 fax 833-6823

参考資料：ごみ・資源収集車の車両仕様・最小回転半径

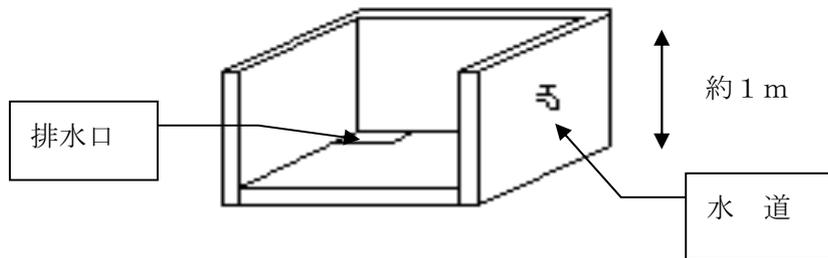
ごみ・資源種類	収集車の車種	車両仕様	最小回転半径
可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	 大型プレス車	全長：663cm 全幅：227cm 全高：291cm 総重量：11 t	5 5 0 0 mm
空きびん	 クレーン付貨物車	全長：680cm 全幅：206cm 全高：261cm 総重量：6.4 t	6 2 0 0 mm
空き缶	 中型プレス車	全長：668cm 全幅：220cm 全高：277cm 総重量：8 t	5 2 0 0 mm
ペットボトル	 中型プレス車	全長：668cm 全幅：220cm 全高：277cm 総重量：8 t	5 2 0 0 mm
プラスチック製 容器包装	 大型プレス車	全長：663cm 全幅：227cm 全高：291cm 総重量：11 t	5 5 0 0 mm
紙製容器包装	 大型プレス車	全長：663cm 全幅：227cm 全高：291cm 総重量：11 t	5 5 0 0 mm

注意：車両仕様・最小回転半径は導入した年度のシャシーメーカー及び架装メーカーによって多少変動  
がありますので、ゆとりをもって設計をお願いします。

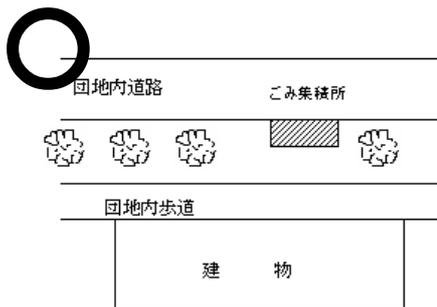
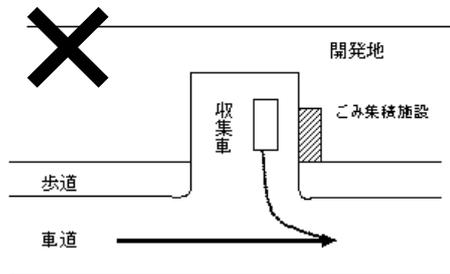
## 参考資料：廃棄物保管場所の例図及び設置場所の一例

コンクリート打ちで傾斜を設け洗浄・排水が容易にできるものとする。

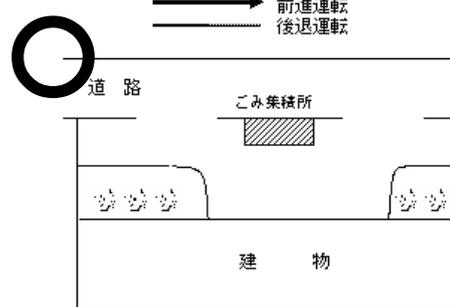
【施設の例図】



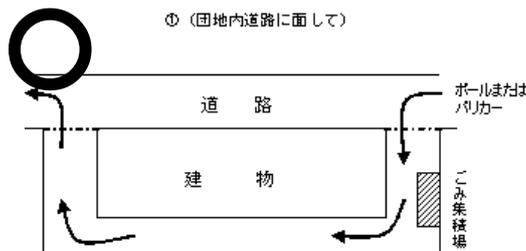
設置場所  
後退運転が必要な集積施設について原則として設置しない。(施設の例図)



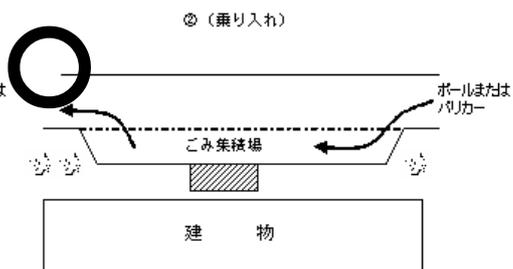
① (回地内道路に面して)



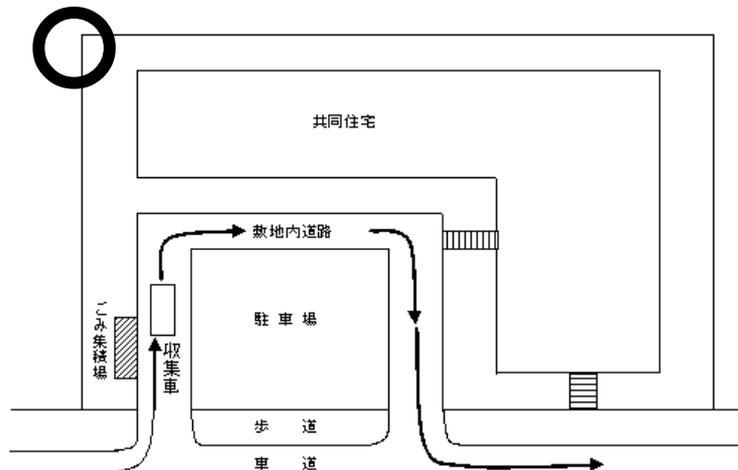
② (乗り入れ)



③ (通りめけ)



④ (乗り入れ)



収集のため敷地内を車両が通行する場合は、車両総重量（11t）に耐えうる構造としてください。